令和８年度タクシー利用料金助成事業のお知らせ

タクシー利用料金の一部を補助します。



≪対象者≫

次の①と②の両方に該当する方です。

① 昭和２６年１２月３１日までに生まれた方
（令和８年に７５歳を迎える方）

② 裏面に記載の対象地域にお住まいの方

※ただし、次のいずれかに該当する方は対象外です。

〇ご自身で車や原動機付自転車の運転ができる方

〇外出の際、常に家族等による送迎支援を受けられる方

〇次の施設に入院または入所中の方
病院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、障がい者支援施設

〇障がい福祉課が交付する自動車燃料券の交付を受けている方

≪助成金額≫

〇ひと月あたり５００円券を４枚（２,０００円分）交付します。

〇最大で令和８年４月から令和９年３月分（１年分）として、
４８枚（２４,０００円分）のチケットを交付します。

≪利用方法≫

〇対象者本人のみ利用できます。（家族等が同乗することは可能です。）

〇乗降のいずれかが吉川市内の場合のみ利用できます。

〇１回の乗車で４枚（２,０００円分）まで利用できます。

〇５００円ごとに利用できます。端数は現金でお支払いください。

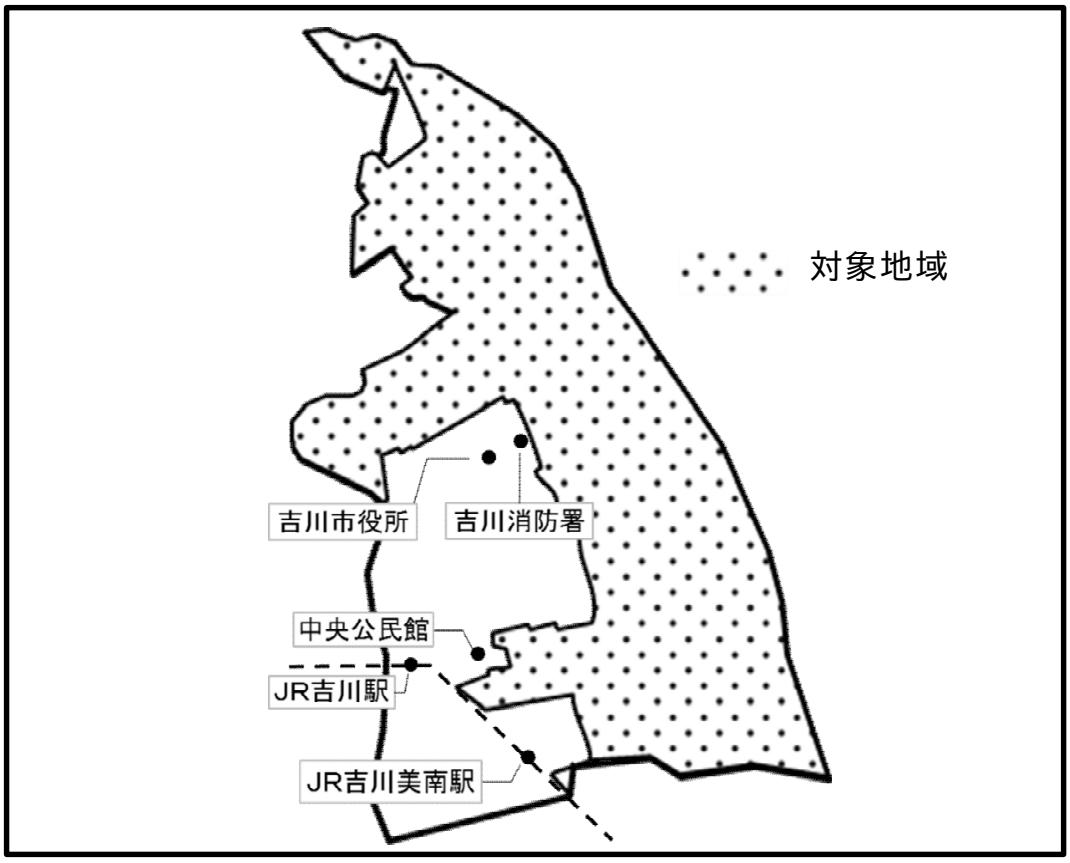
〇チケットにお釣りは出ません。

お問合せ　　吉川市役所　都市計画課都市計画担当

電　話：０４８－９８２－９９０３（直通）

メール：toshikei2@city.yoshikawa.saitama.jp

タクシー助成券の交付対象地域



対　象　地　域		
大字上内川	大字関新田	大字中島
大字下内川	関新田一丁目	中島一丁目
大字八子新田	関新田二丁目	中島二丁目
大字鍋小路	大字上笹塚	中島三丁目
大字川藤	上笹塚一丁目	大字二ツ沼
大字南広島	上笹塚二丁目	二ツ沼一丁目
大字拾壱軒	上笹塚三丁目	二ツ沼二丁目
大字三輪野江	大字会野谷	大字平方新田
三輪野江一丁目	会野谷一丁目	大字深井新田
三輪野江二丁目	会野谷二丁目	大字須賀
大字土場	中井一丁目	大字川野（中川より西側の地域に限る。）
大字飯島	中井二丁目	大字高富
大字半割	中井三丁目	大字高久（市街化区域除く。）
大字加藤	大字鹿見塚	大字中曽根（市街化区域除く。）
大字吉屋	大字皿沼	大字道庭（市街化区域除く。）
吉屋一丁目	皿沼一丁目	大字富新田（市街化区域除く。）
吉屋二丁目	皿沼二丁目	大字木売新田